独立こどもアドボカシーに関する条例（案）　第４．２版

2026.10.27

（目的）

第１条　この条例は、○○市こどもの権利基本条例（令和○年○○市条例第○号。以下「基本条例」という。）第７条第２項の規定に基づき、日本国憲法、こどもの権利条約及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念にのっとり、ひとりひとりのこどもが権利の主体として尊重され、日常生活の中で自分の思いや願い及び気持ち（以下「思いや願い等」という。）を自由にあらわし、それが正当に重く受けとめられる環境を整備するとともに、独立こどもアドボカシー事業及び独立こどもアドボカシー事業推進委員の仕組みを設けることにより、こどもの聴かれる権利の実現を図ることを目的とする。

（用語）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　独立こどもアドボカシー事業　こどもの聴かれる権利の実現のため、こどもがあらわす思いや願い等が正当に重く受けとめられるよう支援する事業をいう。

（２）　独立こどもアドボケイト　第４条第３項の規定により独立こどもアドボカシー事業に従事する者であって、こどもの思いや願い等を受けとめ、それが正当に重く受けとめられるよう支援するものをいう。

（３）　独立こどもアドボカシー事業推進委員　独立こどもアドボケイトの活動を保障するため、第１０条第１項の規定により置かれる者をいう。

２　前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、基本条例において使用する用語の例による。

（こどもの権利）

第３条　どのこどもも個人として尊重され、こどもの権利を実現される。

２　こどもは、いかなる差別もなくこどもの権利が実現される。

３　こどもには生きる権利がある。

４　こどもは、家庭、学校、地域その他のどんな場所でも、聴かれる権利を有する。

５　市及びその職員並びに学校等及びその職員は、こどもの思いや願い等を正当に重く受けとめなければならず、親又は保護者及び市民は、こどもの思いや願い等を正当に重く受けとめるよう努めなければならない。

（独立こどもアドボカシー事業の実施及び独立性の確保）

第４条　市は、こどもがその思いや願い等をあらわし、正当に重く受けとめられるよう支援するため、独立こどもアドボカシー事業を実施する。

２　市は、独立こどもアドボカシー事業を、規則で定める要件を満たす法人その他の団体（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

３　独立こどもアドボカシー事業は、受託者が当該事業に従事させる独立こどもアドボケイトが行う。

４　独立こどもアドボケイトは、市、教育委員会、学校等その他の関係機関から独立してその職務を行う。

５　この条例に定める場合を除き、何人も、個々のこどもに関する独立こどもアドボケイトの職務の執行に関し、指揮命令を行い、又は不当な干渉をしてはならない。

（独立こどもアドボケイトの職務）
第５条　独立こどもアドボケイトは、次に掲げる職務を行う。
（１）　こどもの思いや願い等を受けとめること。
（２）　こどもの求めに応じ、こどもが思いや願い等を形成し、自らあらわすことを支援すること。
（３）　こどもの求めに応じ、こどもの立場に立って、市、教育委員会、学校等その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、こどもの思いや願い等を伝え、こどもが求める対応を求めること。
（４）　学校等その他こどもが日常的に過ごす場所において、こどもに対し、こどもの権利及び独立こどもアドボカシー事業を説明すること。
２　前項第２号及び第３号の「こどもの求め」には言葉によらない方法によるものを含む。
３　関係機関等は、第１項第３号の規定による働きかけを受けたときは、誠実に考慮し対応するとともに、こども又は独立こどもアドボケイトにどう考慮し対応したかを説明しなければならない。
４　学校等は、独立こどもアドボケイトによる第１項第４号の説明に協力するものとする。
５　こどもは第１項第２号又は第３号の求めの依頼をいつでも撤回できる。

（独立こどもアドボケイトへの自由なアクセスの保障）
第６条　こどもは、親又は保護者、学校等その他の関係者の同意を要することなく、自己の意思により直接、独立こどもアドボケイトを利用することができる。
２　市、受託者及び独立こどもアドボケイトは、こどもの年齢、障害の有無、言語その他の事情にかかわらず、全てのこどもが支障なく独立こどもアドボケイトを利用できるよう、必要な配慮及び環境整備を行わなければならない。

（独立こどもアドボケイトの秘密の保持）
第７条　独立こどもアドボケイトは、こどもによる利用の有無及び職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
２　受託者の役員及び職員（独立こどもアドボケイトを除く。）は、独立こどもアドボカシー事業に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
３　前２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
（１）　法令の規定に基づくとき。
（２）　こどもの生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていると認められる場合において、その危険を避けるために必要な範囲で、関係機関等に情報を提供するとき。
４　独立こどもアドボケイトは、前項第２号の規定により情報を提供するときは、あらかじめ（あらかじめ伝えることが困難なときは、提供した後速やかに）、こどもにその旨を伝えるとともに、提供する情報の範囲及び方法について、できる限りこどもの思いや願い等を受けとめなければならない。
５　独立こどもアドボケイトは、こどもの思いや願い等を受けとめるに当たって、あらかじめ、原則として秘密を保持すること、ただし第３項の場合にはやむを得ず秘密を開示することを、こどもに分かる方法で伝えなければならない。

（専門性及び質の確保）
第８条　受託者は、こどもの権利条約、独立こどもアドボカシー、傾聴、守秘義務その他の職務に必要な専門的知識及び技能に関する研修を修了した者を、独立こどもアドボケイトとして従事させなければならない。
２　独立こどもアドボケイトは、継続的な研修及びスーパービジョンを受けなけれ

ばならず、受託者は、その機会を確保しなければならない。
３　受託者は、独立こどもアドボケイトの人員の確保のみを優先してその資質を低下させることのないよう、市と連携し、計画的かつ段階的に人材を養成しなければならない。

（市等の責務）
第９条　市は、独立こどもアドボカシー事業の実施及び独立こどもアドボケイトの養成に必要な財政上及び組織上の措置を講じなければならない。
２　市は市の職員に対し、学校等は学校等の職員に対し、それぞれこどもの権利条約及びこの条例の趣旨及び内容について周知を図るとともに、継続的な研修を実施しなければならない。

（独立こどもアドボカシー事業推進委員の設置及び役割）
第１０条　第５条第１項第３号の働きかけの実効性を確保し、こどもの思いや願い等が正当に重く受けとめられるため、市に独立こどもアドボカシー事業推進委員（以下「アドボカシー推進委員」という。）を置く。
２　アドボカシー推進委員は、関係機関等その他の者（以下「相手方」という。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、こども（こどもが希望するときは、独立こどもアドボケイトによる代行を含む。）からの申立てにより、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、相手方に対し、是正のために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。ただし特定のこどもに係る事案については、当該こどもの思いや願い等を受けとめ、その意に反しないよう配慮しなければならない。
（１）　独立こどもアドボケイトの活動を妨害すること。
（２）　こどもが独立こどもアドボケイトと他の者の立会いなく面談することを拒むこと。
（３）　正当な理由なく、独立こどもアドボケイトからの回答の求め又は対話に応じないこと。
（４）　こどもが独立こどもアドボケイトを利用し、又は利用しようとしたことを理由として、そのこどもに対し不利益な取扱いをすること。
（５）　前各号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反する行為をすること。
３　アドボカシー推進委員は、前項の申立てがない場合であっても、同項各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、職権で調査を行い、同項の勧告をすることができる。
４　アドボカシー推進委員は、第２項又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
５　市の機関は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。
６　アドボカシー推進委員は勧告の前に、相手方に説明を求めることができる。
７　アドボカシー推進委員は、第２項又は第３項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれに従わないときは、第１２条第１項の報告においてその状況を明らかにするほか、特に必要があると認めるときは、その都度、市長及び議会に報告することができる。
８　市長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
９　何人も、第２項の申立てをしたこと又は第４項の求めに応じたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（アドボカシー推進委員の独立性、身分保障等）

第１１条　アドボカシー推進委員は、独立してその職務を行い、市長その他の市の機関からその職務の執行に関し指揮命令を受けない。
２　アドボカシー推進委員は、３人以内とし、こどもの権利、独立こどもアドボカシー等に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
３　アドボカシー推進委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。
４　次の各号のいずれかに該当する者は、アドボカシー推進委員となることができない。アドボカシー推進委員がこれに該当するに至ったときは、その職を失う。
（１）　受託者の役員又は職員
（２）　市の職員
（３）　市議会の議員
５　市長は、アドボカシー推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限り、これを解嘱することができる。
（１）　心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。
（２）　職務上の義務違反その他アドボカシー推進委員としてふさわしくない非行があるとき。
６　市長は、前項の規定により解嘱しようとするときは、あらかじめ、当該アドボカシー推進委員に弁明の機会を与えなければならない。
７　アドボカシー推進委員は、第４項又は第５項の規定による場合を除き、その意に反してその職を失うことはない。
８　アドボカシー推進委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）
第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和○年○月○日から施行する。
（準備行為）
２　第４条第２項の規定による委託、第１１条第２項の規定による委嘱その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
（見直し）
３　市は、この条例の施行後○年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。